

工事の施工体制点検の取組みについて

Report about the checking system for construction work

東日本高速道路㈱ 北海道支社 飯田 茂 (Shigeru Iida)
 東日本高速道路㈱ 北海道支社 平間 照一 (Terukazu Hiramata)
 東日本高速道路㈱ 北海道支社 ○正 員 川村 浩志 (Hiroyuki Kawamura)

1. まえがき

建設工事は、各種専門工事の総合的組合せにより多様化し、かつ重層下請構造で施工されている。このような特色を有する建設業において、建設工事を適正に施工するためには、建設業法を遵守して、適正な施工体制を確保することが必要となる。

そこで、「適正化法」に基づく施工体制点検が発注者に対し義務付けられており、弊社においても「施工体制点検要領」を制定し、全工事の基本点検を実施している。加えて国土交通省（以下、「国交省」という。）からの「施工体制に関する全国一斉点検」の要請に対し、工事の管理・運営状況を元請負の監理技術者との対面ヒアリング及び書類の確認により詳細な点検を実施している。

本件では、「施工体制に関する全国一斉点検」の実施結果及び点検効果等について述べる。

2. 施工体制点検の内容

施工体制点検は、適正化法に示す建設業法及び労働安全衛生法を遵守するために、①工事の施工段階における適正な施工体制を図ることによる品質の確保、②下請負の適正な管理・指導と下請との契約状況、③安全管理の実施状況等を点検し、適正な履行を指導する。

表-1 点検項目（基本点検）

【基本点検】
点検項目（確認概要）
1. 監理技術者等の配置に関する点検
(1) 監理技術者資格者証の携帯
(2) 監理技術者講習修了証の携帯
(3) 監理技術者・主任技術者の常駐
2. 施工体制台帳の備付け等に関する点検
(1) 施工体制台帳（台帳の不備・添付資料の不足）
(2) 施工体系図の掲示
(3) 建設業許可票の掲示
(4) 建退協加入者証の掲示
(5) 労災保険関係成立票の掲示
(6) 工事カルテの登録（10日以内）
3. 下請契約に関する点検
(1) 下請の建設業許可
(2) 軽微な工事の下請負
(3) 明確な工事内容での契約（機械・材料・工種・数量）
(4) 請負代金の支払方法

表-2 点検項目（一括下請点検）

【一括下請点検】・・・元請関与等
点検項目（確認概要）
(1) 現場代理人、監理技術者、主任技術者
(2) 発注者協議・住民説明・官公庁・隣接工事調整
(3) 施工計画書の作成・提出
(4) 品質計画等立案
(5) 設計図書の照査
(6) 工程管理
(7) 品質確保
(8) 施工管理（検査・試験の記録、立会）
(9) 段階確認の実施
(10) 下請業者の完成検査・出来高検査
(11) KY活動（作業内容の把握、作業員への教育の実施）
(12) 安全巡視（元請安全巡視、是正事項の確認など）
(13) 安全衛生責任者（元請が従事を把握している）
(14) 作業主任者（資格確認と把握）
(15) 災害防止協議会の設置と開催
(16) 店社パトロールの実施
(17) 新規入場者教育（場所及び資料の提供）
(18) 足場点検
(19) 施工体制台帳の内容把握（監理技術者の把握度）
(20) 下請の主任技術者の資格、建設業許可
(21) 安全管理に対する指導（安全教育、巡回指導など）
(22) 作業手順書の作成、指導

弊社の施工体制点検は、全工事用と重点調査工事用に分類されるが、重点調査を要した工事実績はなく、全工事を対象とした基本点検（表-1）の1及び2に関する、書類点検が主体となる。

一方、国交省の調査要領による施工体制点検は、弊社の重点調査と同様の点検内容で、基本点検に加え、一括下請負点検（表-2）に示す、元請業者の下請施工の関与等状況など約35項目について、年間工事件数の7～10%を対象に建設業法や労働安全衛生法を遵守した施工体制であるか確認するものである。

弊社では、国交省の調査要領による施工体制点検は、低入札工事を優先して、平成19年度以降は毎年14件程度（約22%）の点検を実施しており、本格的に工事が進捗した初期段階に点検を実施し、その後の工事管理に反映し改善するよう指導している。

3. 施工体制点検結果と指摘事項

これまでに実施した施工体制点検では、明らかな建設業法違反は1件もなく、建設業の許可部局への通知を要するものはないが、軽微な改善を要する指摘事項は、例年発生している状況にある。

平成24年度は12件（約22%）の工事について、国交省の調査要領による施工体制点検を実施し、点検結果による指摘事項は表-3に示すとおりとなっている。特に多かった指摘事項は下請負業者への支払いに伴う、出来形検査に関する相互確認記録の不備及び、下請負人の安全衛生責任者や主任技術者の従事が確認できないものであった。

指摘事項に関しては、1週間以内に改善し、改善状況の報告を受けており、また、元請会社の各現場でも同様の実態が考えられることから、元請会社全体で改善を図るよう指導している。弊社においては、指摘事項に関する指導事項を各事務所へ周知し、水平展開を図っている。

表-3 点検結果一覧（H24年度）

指摘事項
① 明確な工事内容での契約 2件 ・施工体制台帳に添付すべき工事契約の内訳、契約約款等が一部添付されていない
② 施工体系図の掲示の不備 1件 ・現場掲示している下請の建設業許可票が古いものとなっている
③ 品質の確保（元請による品質確認） 1件 ・品質関係の確認書類に元請の確認印がない
④ 施工管理（元請による検査・試験の記録） 1件 ・現場での出来形確認はされているが、記録書類に元請の確認印がない
⑤ 下請負業者の完成検査・出来形検査の実施 7件 ・現場での出来形確認はされているが、元請・下請の相互確認を証明する記録がない
⑥ 安全衛生責任者・主任技術者の活動不適 5件 ・現場稼働時に従事の確認が出来ない者が一部存在する
⑦ 災害防止協議会の設置と開催 1件 ・協議会は設置されているが、参加すべき者の参加が確認できないものが一部見受けられる

4. 施工体制点検の効果

施工体制点検は、点検結果を工事の管理・運営体制に反映し向上させることを目的に、点検時期は工事が本格的に稼働する初期段階で実施している。

その効果を検証するにあたっては、施工体制点検における点検項目との結びつきがある、工事成績評定点により実施するものとした。

工事成績の評定項目は、監理（主任）技術者、施工管理、品質管理、工程管理、安全管理などに区分され、同工事種別による工事成績評定点を施工体制点検の実施、未実施と比較する。

表-4は、工事成績評定が改正された平成23年4月以降にしゅん功した土木系工事35件（点検実施：13件、点検未実施：22件）を対象とした結果である。

各工事種別において施工体制点検を実施した工事は、未実施の工事に対し、工事成績評定点が概ね上回る結果となった。しかしながら、同工事種別であっても個々の工事内容、業者が違うため、検証結果として結論付けるには弱いものである。

このため、より正確な検証を行うにあたり、同一業者による同工事種別の条件で比較することとし、この条件に合ったものを上記、土木系35件より抽出したものを表-5に示す。結果は、上記同様に施工体制点検を実施した工事が、未実施の工事を上回っている。

工事の初期段階で点検指導を行うことが工事管理・運営体制の向上に反映され、工事成績評定点が上昇し、点検の効果が伺えるものとなった。

表-4 工事成績評定点の状況

工事種別	件数	工事成績評定点 (平均点)
土木	7	82.7
	6	83.8
PC上部工	1	88.0
	1	82.0
道路補修	2	83.5
	8	81.5
舗装（補修）	3	87.0
	7	84.5

※上段：点検実施、下段：点検未実施

表-5 工事成績評定点の状況

工事種別	件数	工事成績評定点
道路補修 （橋梁補修）	1	84.0
	1	72.0
舗装（補修）	1	90.0
	1	85.0

※上段：点検実施、下段：点検未実施

5. 施工体制点検の意義

施工体制点検は、公共工事の品質の確保、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展、また下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を未然に防ぐものとなり、適正化法による建設業法等を遵守し、品質と安全の確保を確立する上で大切なことである。

6. まとめ

終わりに、この施工体制点検は、とすれば突き詰めたヒアリングとなる場合があり、請負人からは敬遠される点検でもあるが、関係法令等を遵守した健全な工事運営を図るためのものであり、品質・安全パトロールと同様に、発注者として点検指導することが重要である。